

議第30号

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2 月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

京都市ふるさと納税基金条例の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 各区における地域振興

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

京都市ふるさと納税基金の設置の目的を変更する必要があるので提案する。